

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会記録

日 時 令和3年2月18日（木曜日）13時30分～16時26分

場 所 羽幌町議会議場

出席者 村田委員長、平山副委員長、金木委員、磯野委員、阿部委員、工藤委員、船本委員、小寺委員、逢坂委員、舟見委員、森委員

駒井町長、宮崎町民課長、木村福祉課長、敦賀総務課長、清水地域振興課長、大平財務課長、熊谷財務課主幹、高橋商工観光課長、伊藤農林水産課長、鈴木健康支援課長、山口教育長、酒井学校管理課長、飯作社会教育課長

事務局 豊島事務局長、嶋元係長

報道 留萌新聞社、羽幌タイムス社

村田委員長（開会） 13:30～13:31

それでは、ただいまより新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を開催いたします。

皆様におかれましては、昨日の悪天候の中、今日は朝から除雪等大変だったのではないかとお察しします。また、忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

今日の議題は、国の第三次補正予算に伴うこれからの地方創生臨時交付金の予定事業についてを議題としたいと思います。まずは財務課長より総体の事業についての説明を受け、その後細かい事業内容については各課担当より説明をいただき、その後質疑に入りたいと思いますので、皆様、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 国の第三次補正予算に伴う地方創生臨時交付金申請予定事業について

説明員 駒井町長、宮崎町民課長、木村福祉課長、敦賀総務課長、清水地域振興課長、大平財務課長、熊谷財務課主幹、高橋商工観光課長、伊藤農林水産課長、鈴木健康支援課長、山口教育長、酒井学校管理課長、飯作社会教育課長

大平財務課長 13:31～13:33

委員の皆様におかれましては、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。個別内容につきましては、先ほど委員長からもございましたが、これまでと同様に担当課長からそれぞれご説明いたしますが、私からは概要につきましてご説明をさせていただきます。

初めに、今回の交付金につきましては、国に対して全額令和3年度予算への繰越しと

して報告をしております。これは、繰り越すことによりまして令和3年度の当初予算や補正予算により実施する事業についても交付対象となりますことから、このような判断に至ったものであり、今回の交付金を活用する事業につきましては全件令和3年度の補正予算により対応する考えであります。

次に、今回計画している事業につきましては22事業を予定し、交付金の対象経費として1億5,708万3,000円となっており、今回の交付限度額1億3,074万6,000円に対し、2,633万7,000円超過している状況であります。実施計画案につきましては、各課において関係機関からの聞き取りや所管施設の状況を確認し、今後の事業継続や感染防止対策に係る取組など、各課が検討した事業案について理事者をはじめ全課長において協議を行い、調整等を行ったものを予定させていただいております。なお、実施計画書の国への提出につきましては、現時点では令和3年度に入ってからということになっておりますので、委員の皆様からこれまで行政側の検討対象となっていなかった事業の提案がございましたら、持ち帰らせていただき、検討させていただいた上で最終的な計画案につきましては3月下旬をめどに改めてご説明させていただき、提出したいと考えております。

それでは、資料の事業一覧の掲載順に担当課長からご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

伊藤農林水産課長 13:33~13:38

それでは、農林水産課ということで1番から5番について説明させていただきます。

初めに、各産業の現状を少し説明させていただきますが、水産業については昨年2020年の販売取扱高が羽幌、天売、焼尻を合わせまして20億3,500万円であり、同年の計画額24億9,000万円に対して4億5,400万円の減となり、また2019年の取扱高と比較いたしましても3億2,100万円の減少でありました。また、本年について1月末現在であります、昨年同時期の50%減の3,000万円の取扱高となっております、依然厳しい状況にあるものと考えております。次に、農業であります、本町にあって昨年は全体的なところとして影響は少ないものでありましたが、本年につきましては国の動向としてまず2020年産の米の販売が低迷しているというところにあります。業務用米の需要の苦戦が依然として続きまして、家庭用の需要も勢いを失い、今後の2020年産米の取引価格をはじめとして、本年2021年産米にも大きな影響が出てくる可能性が非常に高いというものであります。また、酪農関係では、配合飼料の価格が上昇して畜産現場に長期的な影響の及ぶ可能性があり、また牛乳類では家庭用の販売は拡大はしているものの、業務用の牛乳ですとか乳製品の需要というものが一層落ち込んでいるということから、農業全般として先行きが大変厳しい状況にあるものというふうに考えております。このような状況にありますことから、事業の内容といたしましては農業者、漁業者に広く対応した経済対策

を基本に計画したというところであります。

それでは、個別の事業について説明させていただきますが、まず1番の漁港使用支援事業であります。漁業者が負担する漁港利用料相当額を支援するものでありまして、本年度も同様の支援を行っております。事業費といたしましては、28漁業者分で26万4,000円を見込んでおります。

次に、2番、港湾使用支援事業であります。こちらは漁業者及び漁業協同組合が負担する港湾使用料相当額を支援するものであり、本年度は使用料の免除ということで実施しておりますが、次年度につきましてはその相当分ということで支援したいというふうに考えております。事業費といたしましては、122漁業者及び1漁業協同組合分で380万7,000円を見込んでおります。

次に、3番、漁業者経営支援事業であります。こちらは将来的な備えを含めて漁業操業に係る燃料、その他の費用の一部として漁船規模に応じて定額を支援するものであります。漁船規模の基準につきましては、漁港利用料及び港湾使用料の区分を参考に設定いたしまして、事業費といたしましては130漁業者分で1,768万円を見込んでおります。

次に、農業関係になりますが、4番、農業者経営支援事業であります。将来的な備えを含めて営農に係る種苗、肥料等の資材費の一部として定額を支援するものであります。事業費といたしましては、95農業者分で2,375万円を見込んでおります。

最後に、5番、スマート農業推進事業であります。農業者の所得の維持、向上等のため、省力化及び効率化による低コスト化への取組ということで、農業機械の自動走行等のためのRTK基地局を整備する事業に対し支援するというものであります。事業費といたしましては、95農業者が対象となりますが、補助対象といたしましては農協となりまして、1農業協同組合で409万6,000円を見込んでおります。

農林水産課分については以上であります。

飯作社会教育課長 13:38～13:40

それでは、私から資料の6番と7番、2つにつきまして、施設の感染防止対策事業ということでご説明をさせていただきます。

まず、6番でございますが、中央公民館の大ホールの客席に抗ウイルス、抗菌効果のある専用液を塗布することでウイルスの不活性化を促し、感染症拡大防止を図るものでございまして、特に布地張りである客席の消毒対策にはなかなか苦慮するところでございまして、1回の実施でおおむね5年間は効果が持続するということから、感染防止対策を図ってまいりたいと考えております。積算につきましては、大ホール1階客席330席、2階客席150席の合計480席にそれぞれの薬剤塗布を行いまして、必要な経費を合わせまして合計で132万1,650円となるものでございます。

次に、7番、中央公民館空調機器加湿器整備事業でございますが、中央公民館大ホー

ルの空調機器につきましては設置から30年が経過し、かなりの老朽化が進んでおり、更新整備も必要なことから、その加湿器の一部を水スプレー式から加湿効率の高い気化式に機能向上させることにより、湿度を一定に保ち、ウイルスの活性化を抑え、感染症拡大防止を図るものでございます。積算の費用としましては、気化式加湿器の更新事業一式ということでございまして、合計で132万円となるものでございます。

以上でございます。

鈴木健康支援課長 13:40～13:42

それでは、私のほうからナンバー8番と9番についてご説明を申し上げます。

まず、8番ですけれども、施設等感染防止対策事業ということで、括弧の後です。留萌中央地域となっていますけれども、中部地域の間違いでありますので、大変申し訳ありませんが、訂正をお願いをいたします。留萌中部地域子ども発達支援センター分であります。事業の目的でありますけれども、児童発達支援施設等における感染予防対策ということで、定期的な室内換気及び衛生環境を保つために網戸を全ての窓に設置するという事業であります。窓につきましては11か所で、予算が27万8,000円を総事業費として計上させていただいております。

次、9番ですけれども、公共的空間安全・安心確保事業ということで、これはサーモマネジャー、いわゆる非接触型の表面温度を測る機械を健康センターと天売、焼尻に1台ずつ、合計3台を購入して、健診時の温度を計測するですとか、そういうものに活用したいという事業であります。3か所分で、1台が7万9,800円の予算で、3台合計しまして26万4,000円の予算を今回計上させていただいております。

以上です。

高橋商工観光課長 13:42～13:48

それでは、私のほうからナンバー10からナンバー15までの6事業についてご説明申し上げます。

初めに、ナンバー10、施設等感染防止対策事業についてであります。コロナ感染防止策として、観光施設、いきいき交流センター及びバラ園において利用者の接触機会を減らすための設備改修を行うものであります。内容につきましては、利用者の接触機会を減らすため、観光施設にあります手洗い水栓を非接触水栓に改修するものであります。改修箇所は、バラ園トイレ6か所、いきいき交流センターの浴場、脱衣室で13か所、各階共同トイレ17か所、計36か所の手洗い水栓を自動式に改修するもので、それらに係る改修経費一式といたしまして386万7,000円を見込んでおります。

次に、11番、指定管理者事業継続支援事業についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済活動の収縮等に伴い、町内唯一の温泉施設でありますいき

いき交流センターにおいても施設利用料金等の減が見込まれ、当該施設の管理運営にも影響が出ることが想定され、安定的、持続的な公共サービスの提供を図るため、指定管理事業者に対し支援するものであります。内容につきましては、令和3年3月から令和4年1月までの収支の前々期との差額の70%を3,000万円を上限として支援するもので、いきいき交流センターの指定管理事業者を対象として、事業費3,000万を見込んでおります。

次に、12番、飲食・小売業等事業継続支援事業についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済活動の収縮や会食等の自粛などに伴い影響を受けております飲食業、小売業ほか、町内の事業者に対し、固定経費の一部を支援することで事業の継続を支援するものであります。内容につきましては、町内の飲食、小売業等の事業者に対し、事業継続を支援するため、事業費として支払った3か月間の固定経費等の20%以内を5万円を上限として支援するものであります。事業対象といたしましては町内の飲食、小売業など140事業者を想定し、700万円を見込んでおります。

次に、13番、飲食業等事業継続支援事業についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済活動の収縮や会食等の自粛などに伴い影響を受けております飲食業等の事業者に対し、事業の継続を支援するための支援金を支給するものであります。内容につきましては、コロナ感染症拡大により影響を受けている町内飲食業等事業者に対し事業の継続を支援するため、町内の飲食業等の54事業者に対し20万円の事業継続支援金を支給するもので、事業費として1,080万円を見込んでおります。

次に、14番、離島クーポン券事業についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による経済活動の収縮や移動制限、自粛要請等に伴い離島経済に甚大な影響を受けていることから、離島専用のクーポンにより離島経済の活性化を図るためのものであります。内容につきましては、これから迎える観光時期において離島内で使用できるプレミアム付きのクーポン券として3,000円のクーポン券を1,000セット作成し、離島に訪れる観光客などに1セット当たり1,000円で販売し、離島内で消費してもらうことにより離島経済の活性化につなげていきたいと考えております。事業総額につきましては273万8,000円を想定しております。クーポンにつきましては、離島観光案内所での販売を予定しており、島外から訪れる観光客などを対象と考えております。なお、実施時期などにつきましては、今後のコロナ感染拡大の状況を見ながら、観光協会各支部とも十分に協議した上で進めていきたいと考えております。

最後に、15番、販売促進支援事業についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により人の往来が制限され、町内の特産品等売行きが伸びない状況にあることから、通信販売など地方発送による販売を促進するため、通信販売等に係る設備費や送料等を支援することで町内特産物などの販売促進を図るためのものであります。内容といたしましては、通信販売専用の商品開発や通信販売をするための設備費及び令和3年

4月から令和3年12月までの通信販売での送料について設備費、送料それぞれ10万円を上限として支援するものであります。町内の小売等事業者を対象として開発等設備費で約20事業者、送料で50事業者を想定し、事業総額といたしまして700万円を見込んでおります。

以上です。

敦賀総務課長 13:48～13:53

それでは、総務課のほうの部分ということで16から18までの内容につきましてご説明させていただきます。

まず、16番の避難所等感染防止対策事業ということで、これにつきましては引き続き避難所における感染予防対策資機材の備蓄を行うものでございます。交付金を充当する経費内容としましては、消耗品費が199万8,000円、備品購入費が332万3,000円、輸送費が1万円、総事業費が533万1,000円となっております。積算根拠といたしましては、まず消耗品ですが、飛沫防止用ビニールや除菌用ウエットティッシュ、あと消毒液ということで、消毒液は5年保存可能のものを備蓄用として用意するものでございます。あと、避難所用折り畳みマットということで80枚ですが、これにつきましては避難所における感染症対策として土足厳禁とするため、既存のじゅうたんでは足りないということでございますので、保温性も期待できるアルミマット、16メートル掛ける95センチの物を80枚購入をして離島地区と分散したいというふうに考えております。あと、その他感染症対策用消耗品ということで、ハンドソープだとかペーパータオル類も引き続き備蓄をしていくということで20万円程度を計画させていただいております。続いて、備品ですが、ハンディー型A Iサーマルカメラ3基ですが、これにつきましては1メートルから1.5メートル程度離れた状態でサーモグラフィ表示で体温検知するものを3基購入し、ソーシャルディスタンスを確保しながら避難所の受付などで活用したいというふうに考えております。続いて、ベルトパーティション10基は、避難をしてきた方の交通整理をするための仕切り用として購入をするものでございます。続いて、感染対策用ワンタッチテント2張りは、感染対策といたしまして、例えば入り口前で受付などを行うときに大型で扱いやすい多目的テントを購入するものでございます。続いて、ワンタッチパーティション50張りは、今年度段ボールパーティションを購入しておりますが、この段ボールパーティションも何度か使用していくと接合部分も弱くなっていくということですので、今回計画するナイロン製のものと併用をしていきたいというふうに考えております。続いて、ワンタッチプライベートドーム4張りは、引き続き感染者隔離用等ということでテントを購入していきたいというふうに考えております。

続いて、17番の公共的空間等安全・安心確保事業でございます。これにつきましては、手、指からの感染防止対策を徹底するため、ポンプ部に触れずに液を噴射できる足踏み

式の台を各施設に設置をするものです。その他、引き続き感染防止するための消耗品や備品を購入するものでございます。交付金を充当する経費内容としましては、消耗品が36万、備品購入費が94万8,000円、総事業費が130万8,000円となっております。積算根拠ですが、今年度に引き続きまして消毒液やハンドソープ、ハイター、モップ、ほうき、その他衛生清掃用品を購入いたします。備品につきましては、業務用扇風機ということでスタンド型の送風機を10台と消毒液スタンドということで、前回の委員会でもご指摘を受けておりました足踏み式のものちょっと納入が間に合わなかったということで、見送りしたものを今回の計画で各施設に設置をして配置をしていきたいというふうに考えております。それが43台という形になります。

続いて、18番の社会システム維持のための衛生確保事業でございます。これにつきましては、北留萌消防組合消防署救急隊員等への感染防止のため、防護服などを購入するための購入費分を負担金として支出するものでございます。交付金を充当する経費の内容としましては、消耗品費が30万ということで、積算根拠としましては感染防止衣、サージカルマスク、グローブということでゴム手袋、あとN95マスク、次亜塩素酸、クロルヘキシジン、これも殺菌薬というふうに聞いています。あと、消毒用アルコール、ウエットシートなどを購入する費用となっております。

総務課につきましては以上でございます。

宮崎町民課長 13:53～13:58

それでは、私のほうから2つの事業についてご説明いたします。

まず、ナンバー19のバス運行支援事業でございますが、町内のバス事業者においても依然として厳しい状況でございます。事業者全体での運賃収入につきましては昨年3月から本年1月までの実績で前年の同じ時期との比較で約4割の減少となっております。こうした状況につきましては当面続くことが予想されているところでございまして、このような状況の中にあっても事業者の独自の採算で運行している都市間バス、特急はぼろ号並びに貸切りバスに関する経費の一部につきましては補助金として事業者に支援をすることで住民の交通手段の維持、確保を図りたいというふうに考えております。それで、支援の内容につきましては、これまでにバス事業者に支援した内容を網羅した形となっております。積算根拠として3点記載をしております。1点目は都市間バスの運行に係る燃料費ということで1便当たり7,000円、2点目につきましては感染防止対策費として1便当たり3,000円ということで、それぞれ運行実績に応じて月ごとに支払いをしていきたいということで考えております。なお、対象便数につきましては、1日当たり上下各3便を限度としまして、これを年間で積み上げました2,190便ということで見込んでおります。最後に、3点目につきましては車両の維持管理費としまして1台当たり5万円を月ごとに支払うもので、車両の内訳としましては今年度と同様に都市間バスは12台、

貸切りバスは3台の計15台を見込んでおります。事業期間につきましては本年4月から来年3月までということで、総事業費につきましては3,090万円を見込んでおります。

次に、ナンバー20のハイヤー運行支援事業でございますけれども、ハイヤー事業者につきましても依然として厳しい状況となっております、これまでも町内の事業者2社に対して支援を行っておりますけれども、今後も厳しい状況が見込まれるため、次年度においても支援を行いまして、住民の交通手段の維持、確保を図っていきたいというふうに考えております。積算根拠につきましては、これまでに実施した内容と同様に事業者が所有している車両、2社合わせて6台を対象としまして、1台につき20万円を補助金として交付したいというふうに考えております。事業期間につきましては本年4月から6月まで、総事業費につきましては120万円を見込んでおります。

以上です。

木村福祉課長 13:58～14:00

それでは、福祉課部門ということでナンバー21と22について説明いたします。

まず、21番の子育て支援応援金給付事業でございますが、これは今年度の1月31日まで同様の事業を実施しておりますが、現在の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みまして、それ以降も継続して令和4年3月31日までに出生した新生児まで対象期間を延長するものであります。予算の積算でございますが、令和3年度4月からの1年間の出産想定を35名想定しております、10万円掛ける35の350万円を見込んでおります。

次に、22番の準要保護世帯臨時特別支援費支給事業でございますが、こちらにつきましても今年度実施しておりますが、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響を受けて学校が臨時休業した場合に準要保護世帯に給食費相当額を支給するものであります。積算でございますが、おおむね1か月程度を現在積算しております、小中合わせまして62名分を対象とし、1か月を20日と積算しまして、合計は35万8,000円を見込んでいます。

以上であります。

村田委員長

ありがとうございました。これで各課からの事業内容の説明が全て終わりましたので、質疑応答に入りたいと思います。質疑のある方はお願いします。

－ 1 の主な協議内容等（質疑） － 14:00～16:26

阿部委員 私の方からは、ナンバー3の漁業者経営支援事業とナンバー4の農業者経営支援事業のほうをまずお聞きしたいと思うのですが、先ほ

ど課長のほうからも漁業、農業、コロナウイルス等の影響があつて低迷しているといったご説明ありましたが、今回漁業者のほうに対しては漁船の大きさに応じて、一番大きい船でいけば20万円、農業については95の農業者に対して一律25万円の支援といった説明ありましたが、まずはこの金額にした理由、支援金の理由というのはどういった理由、その数字どういった感じで考えて、特に農業の部分の25万円という部分、どういった形で出したのか、まずお聞きしたいと思います。

伊藤課長

阿部委員のほうから漁業と農業というところで積算した根拠というところではありますが、例えば農業25万円という部分につきまして特段単価が幾らでというような根拠があるというものではありません。漁業につきましても、漁船規模という部分では説明させていただいたとおり、港湾使用料等の基準等を参考に区分けはしておりますが、それぞれの単価について幾らという部分の明確なものがあるというわけではありません。今回町として交付されている交付金等を当課としても考えた中で、これまでの水産業、漁業のほうに支援していた金額ですとか、農業につきましては本年については利子補給の部分140万円程度ですか、その程度しか支援できていないということもありまして、いろいろ町の予算枠等も考えた中で、全体的に当課としてこれくらいでまずいけないかなということで要望させていただいて、最終的に町全体の中でも配分された中で当課の要望どおり今のところはついたということで、記載のと通りの金額ということになっております。

阿部委員

その根拠としては特段ないということですが、農業についてはこれまで利子補給だけでしたか、そういった部分もあるのでということでしょうけれども、後で出てきますけれども、飲食店については一番初めが20万円、次が10万円といった形でしたので、農業をやられている方に対しての支援というのは反対ではないのですけれども、どうしてももらう額によって差があつてしまうと、例えば農業は25万円だけれども、商工業、飲食店等に対しては20万円という、その差が出てしまうとどうしても不公平感が生まれるのではないかと、そういった声もどうしても聞こえてくるのではないかなという、ちょっと心配もあるのですけれども、その辺はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

伊藤課長 阿部委員ご指摘のあった部分でいきますと、今年度というところで見ますと漁業、農業、あとは商工関係で単価を見比べますと、農業の25万円というのは確かに高く見えるというところにはなるのかもしれませんが、これまでの支援というところで考えますと、農業に関しては先ほどから申し上げているとおり、影響が全くなかったわけではない中で、商工関係の影響等が大きいということで、農業の支援の部分については当課としても上げるのを抑えていたというか、そういう部分でありますので、これまでの支援を考えると商業関係、漁業関係、相当額の支援をされておりますので、今回の25万円については決して高いというふうには考えておりませんので、不公平感が生まれるというふうには当課としては考えていないという状況であります。

阿部委員 課長の言う部分は理解はできますけれども、決して農業のほうをどうのこうのということではないのですけれども、飲食店に最初出したときに20万円出したときに、10万円が感染防止対策、もう10万円が売上げが減ったときのための支援金という、分けた形でたしか出していたと思うのです。それ合わせて20万円。今回農業の部分は25万円、丸々売上げ減とかに対しての部分になるのかなと思いますけれども、そういった部分もちゃんとした理由というのをつけておかないと、農業は感染防止対策ってどういったことをしていたのだろうという声も出てしまうとちょっと難しい部分もあると思うので、その辺は担当課としてはどのように説明するのかどうか、お願いします。

伊藤課長 お答えいたします。確かに商工関係の20万につきましては、感染防止対策と経営支援的な部分ということで半分半分の10万円ということで支援はしていたということですが、農業と商業の経営体という部分でそもそもの運営の仕方というか、違ってくるので、商工関係の方につきましてはお客様が来られて商売が成り立つというところが多分基本になるのかなというふうに思っています。そういった意味では、感染対策、経営支援という部分で両立していかなければなかなか経営という部分で難しいのかなとは思いますが、農業がまるっきり感染防止対策をしなくていいということではないとは思いますが、ただ農業という部分で個人経営ですとか少人数で経営されている部分とかということを考えます

と、感染防止対策費用で幾らという支援よりは、総合的な支援ということで一括して経営支援的な部分で支援しても、そこについては商工と農業ということで経営の仕方が違うので、そういう区分けをしないからといってさほど問題があるというふうには考えてはおりません。

阿部委員 課長のは理解はします。今の考えを、どうしても先ほどの繰り返しにもなりますけれども、不公平感がないのですよというのを支援金をもらう側、これによって漁業、農業、商工業、全ての産業に当たるわけですから、その辺不公平感がないのですよというのもしっかりと知らせてもらえるような形をぜひともつくっていただきたいと思いますので、まずそちらのほうでよろしくをお願いします。

もうちょっと続けます。次に、ナンバー12です。飲食・小売業等事業継続支援事業の部分なのですが、まず対象事業者が140事業者ということですが、どこまでの範囲、飲食店と併せてどこまでの業種になるのか、その辺の範囲というものを教えていただきたいと思います。

高橋課長 お答えいたします。こちらでいう140事業者につきましては、飲食店と小売業などということで、大型店、コンビニは除くのですが、それ以外で拾えるところは拾っていききたいということで140事業者を一応チョイスしております。

阿部委員 小売ということで、大型やコンビニ以外ということですが、以前課長のほうにもいろいろと話をさせていただいた部分もありますけれども、例えばクリーニング屋さんであったり、そういったところは宴会がなくなることによってテーブルクロスとか、外にそういった宴会に出ないことによってスーツやワイシャツとかの出すのが減ってきている。ただ、クリーニングはたしかサービス業になるので、そういった部分も含めてとか、ほかの業種も例えば床屋さんなんかはかなりいろいろと感染防止対策を行って経営している。どうしても感染防止対策をするからいろいろな経費もかかるという部分があるのですけれども、そういったサービス業とかも含めているのかどうなのか、その辺もお聞きしたいと思います。

高橋課長 お答えいたします。今現在の想定では、委員言われたようにサービス業等も含んでできるだけ多くの業種ということで考えております。

阿部委員 課長からはそういった幅広い業種ということですがけれども、先ほど一次産業のほうにもちょっと触れましたけれども、どの業種においても厳しくはなっていると思うのです。小売、サービス以外という部分は考えなかったのかどうなのか、その辺お聞きしたいと思います。

高橋課長 お答えいたします。現在選定というか、算出の中でチョイスしている部分に関しましては、宴会に直接もしくは間接的に影響しているところというところで140事業者を選ばせていただいております。先ほど委員言ったとおり、クリーニング等についてももちろん拾っておりますし、これまで国からも道からも支援がないという部分の理美容についても今回は対象として拾わせていただいております。

阿部委員 そういった部分も拾ったということですがけれども、僕が言いたかったのは、例えば製造業であったり、自分が言うのはちょっとあれなのですが、例えば建築関係でも少なからず影響を受けているところは影響を受けていますので、当然影響を受けたところというのは国の持続化給付金を建築業者さんでも使ったということも聞いていますし、国の融資制度等も、あれについてはたしか売上げが15%減ったらというので、当然売上げが減っている業種も探っていけば分かると思いますので、全てが全てというところでもどうしても限られた予算の中で難しいのかもしれないですが、どこかでそういった部分も拾っていただきたいと思っておりますけれども、その辺についてはどのようにお考えかお聞きします。

高橋課長 お答えいたします。今回に関しましては、小売業等を中心に考えておりまして、年前から言われているように、酒屋さんであったりなんなりというところで今まで拾えなかった部分についてできる限り拾っていきなということ、飲食、小売業等ということで拾わせていただいております。その他の事業に関しましては、今後国の交付金等々どういうものが出てくるか分かりませんが、それに併せた格好でほかの業種についても検討はしていきたいなと思っております。

阿部委員 ぜひどういった現状かというのを見ながら今後考えていただきたいと思
います。もう一つ、このナンバー12なのですけれども、上限が5万円と
いうことですが、これについては特に条件なく、例えば売上げが何%減
っているところだけですよとか、そういった条件はなく支援してもらえ
るものなのかどうなのか、その辺もお願いします。

高橋課長 お答えいたします。現在想定しているのは、あくまでも今まで営業して
いた方ということで、固定経費の一部を支援することによって今後も事
業継続してくださいということでの支援金として考えております。です
から、売上げが何%落ちたという部分よりも、今まで実際に営業してく
ださっていたというところで固定費の何%という設定をさせていただい
ております。

阿部委員 分かりました。次のナンバー14の離島クーポン券事業のほうでちょっと
質問させていただきたいと思うのですけれども、まず販売対象が離島に
訪れた観光客ということですので、これについては一般のそこに住んで
いる島民の方ではなくて、あくまでも観光客ということによろしいのか
どうかお聞きしたいと思います。

高橋課長 お答えいたします。今想定しているのが島外から訪れる観光客などとい
うことで、島外の方を対象に考えております。

阿部委員 島外ということですので、仕事で来る、羽幌から仕事で行くのも、そう
いった部分も対象になるか、その辺はどうなのでしょう。

高橋課長 お答えいたします。今後のコロナの状況がどうなるか分かりませんが、
昨年を見ても観光客というよりも事業者のほうが多かった部分もありま
すので、この事業に関しましては離島の経済の活性化という部分で、ど
れだけ入ってきた人が離島で使っていただけるかというところで考えて
おりますので、今後観光協会の各支部との協議によって運用の仕方も少
し考えなければいけないのかなとは思っておりますが、今現在では島外
から訪れる観光客などということの設定しております。

阿部委員 観光客ということですので、ちゃんと観光で来ましたよという何か証明するものを見せるのか、その辺どうするのですか。しっかりと観光客、島外の間人ですというふうに分かるように何かしてもらおうようにするのか、その辺はどのようにお考えかお聞きします。

高橋課長 現時点では、購入するときに氏名、住所等の確認をさせていただくというふうに考えております。

阿部委員 それをすることによってしっかりと事業の目的というのを達成しようとしてしょうけれども、あともう一つ気になっているのが、前回宿泊クーポンを出した際に、そのときに販売手数料500円というのは僕としてもいかなものかということで質問させていただきましたけれども、また今回この販売手数料500円ということで、これは観光案内所のほうに支払われると思うのですが、その辺は販売手数料の部分は何か検討とかはしなかったのかどうなのかお聞きしたいと思います。

高橋課長 お答えいたします。これに関しましては、これを設定するときに前回の宿泊者クーポンを参考にさせていただいておりますので、500円という手数料になっております。前は宿泊施設ということだったので、今回は観光案内所ということで観光協会の各島にあります観光案内所での販売を考えておりますので、まだ観光協会のほうとその辺については料金高い、安いというのも詰めてはおりません。時期的なこともありますので、その辺も含めて、当初としてこれだけの金額ということで見込ませていただいておりますので、今後話合いにおいてこの金額が下がる、上がる、上がることはないかと思っておりますけれども、下がるということもあり得ると考えております。

阿部委員 今後によってはもしかしたら手数料もないということも含めてということではよろしいかどうか、お願いします。

高橋課長 お答えいたします。手数料がないということは、多分観光協会に対してお願いする部分で、ないということはないと思うのですが、500円かどうかというのはまた今後の話合いという部分によると思います。

阿部委員 最後のナンバー15なのですけれども、販売促進支援事業ということで、通信販売であったり地方発送、新たな商品開発に対して70事業者を想定していますけれども、対象になる業者数というのは自分も考えればそんなに多くないのかなとも思うのですけれども、現在何社ぐらいがこの制度の対象となるのか、これからどのように70事業者まで増やそうとしているのか、その辺まずお聞きしたいと思います。

高橋課長 お答えいたします。現状では10事業者あるかないかというところだとは思いますが、それで、今ある商品からまた新たなものというものを開発するための開発費用でもいいですし、新たに通信販売をやりたいというところがそれに係る経費でもいいですし、また現在やっている通信販売に対する送料という部分も該当してくると想定しています。70にしているのは、うちのほうの希望的な部分もありますが、地方発送できる商品売っているというところをまず拾わせていただいて、これぐらいにはなっているのですが、すぐにとすることはちょっと難しいのかなとは思っておりますが、ただ、今やっている事業者についても新しいものを開発するのであれば該当していきますし、既に先ほども言ったようにやっている部分に関しては送料に関しては該当させるという方向で考えてはおります。

阿部委員 新たにそういった通信販売等をやってくれるようなところが増えてくればいいのですけれども、なかなか難しいのかなと。実際自分も同じような感じでやったことあるのですけれども、難しかったなという思いもあるので、なかなか難しさはあると思うのですけれども、上限としては10万円ということなのですけれども、もう既に例えばそういった商品があって通信販売をやられているところが新たに商品開発するとなったら、例えば1事業者で10万、10万、合計20万というふうにもらえるのかどうか、その辺はどうなのでしょう、お聞きします。

高橋課長 お答えいたします。一番当初は1事業者10万という部分では考えていたのですけれども、開発して、それを送るという中で10万で足りるのかというのも課内では協議した部分がございます。それに対して、開発して、それを売るということで各10万、10万を上限にということ今考えては

おります。

阿部委員 ということは、1事業者20万をもらえるということによろしいのですよね。

高橋課長 開発等を行っていただけるのであれば、最大20万という考え方です。

阿部委員 この部分、ナンバー15については、うまくいってそこが広がってくれば、いろいろな分野にも影響してくると思います。例えばこういった支援事業にのっかってやることによって、新たな企業振興というとあれですけども、出てくるのかなとも思いますし、例えばそこで新しい商品が出てくれば、ふるさと納税とか、そっちのほうにもいい影響というのもあると思いますので、この辺そういった対象となりそうな事業者さんに対してもしっかりと説明できる部分説明して、こういったことをやるので、のっかってみませんかというような感じでぜひとも進めていただきたいと思いますけれども、その辺どのようにお考えかお願いします。

高橋課長 お答えいたします。私どもの考え方もそういう考え方でして、どんどん増えていけばいいかなという考え方ではおります。このコロナ禍において通信販売等々、他の市町村を見ても増えている状況にはありますので、それを目指してということではないですが、今やっている事業者以上にほかの事業者もやってくれるようなことで説明していきたいなとは思っております。

金木委員 私も何点かお聞きしたいと思います。今出た中で12番の飲食、小売業等に関わるのですが、この中で固定費等の20%以内というふうにうたっています。商売をしている人であればこれとこれが関係するなというのはぴんとくるのかもしれませんが、固定費ということはどういう内容のものなのか、説明をいただきたいと思います。

高橋課長 お答えいたします。固定費につきましては、各事業者それぞれあるとは思いますが、共通するのは事業として使っている光熱水費であったり、何か機械のリース料であったりという部分があるとは思いますが。

これに関しましては、各事業ばらばらなので、うちで確認ができる書類として今求めようかなという考えではおります。

金木委員 光熱費も含まれるということであれば、家賃なんかも入るのでしょうか。ということであれば、大体おおむねほとんどの事業者は月5万円は超える、上限としている5万円以上になるのかなという感じもあるのですが、うちはそんなに固定費ないので、せっかくこういう事業をつくってもらっても、うちはもらえないというか、対象にならないのだというような事業所はまずないという押さえでいいのでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。そうならないように3か月という長い期間を持っているつもりなので、実際にやっている段階で5万ないよという部分であれば、また協議していきたいとは思っております。

金木委員 分かりました。次が20番ですか、ハイヤー運行支援事業、これは市街地にある2社についてのことだということでしたのですが、実態はよく分からないのですが、離島にも、ハイヤー業というのですか、離島のほうにもあると思うのです。もしかしたらないのかもしれませんが、離島についてのハイヤー事業者と思われるところについてはどのように考えていたのか、お願いします。

宮崎課長 お答えいたします。一応対象というのは、これまでと同様に市街地区にある2社ということ考えておまして、離島のハイヤー事業者の部分につきましては私も認識していなかった部分も実はあったので、今の現状として市街地区のみというところで考えております。

金木委員 実際声を聞いているわけではないのですが、もうちょっと離島における業者の実態も調べていただいて、もしも同じように観光客が減っていたり利用者が減っているということで影響が出ているのであれば、何らかの支援を検討すべきではないかなということを一言付け加えさせていただきます。

続けて、21番の子育て応援、新生児の家庭に対する10万円の支援なのですが、今回はこの事業組んでいただいたときには去年から今年の1月末

まで生まれた人を対象にしていたはずで、今年度の2月、3月に生まれた人、継続するというふうに説明されたので、2月、3月も含めてなのかなと思いますが、その辺はどのように対応されるのか。

木村課長 お答えいたします。当然2月、3月、穴を空けるというか、2月、3月はもらえないというのは不公平になりますので、この事業計画は4月以降ですけれども、2月、3月分につきましても現在補正予算を組んでの対応で継続して実施していく予定であります。

村田委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:29~14:39)

村田委員長 全員そろいましたので、ちょっと早いのですが、会議を再開したいと思います。

磯野委員 私のほうから、まず1番目と2番目と3番目の港湾の使用に関してですけれども、前は離島地区の漁港使用ということがあったのです。今回港湾使用ということで122漁業者及び漁業協同組合というのが入ってきたのですが、これはあくまでも漁業者だけなのか、港湾使用となるとフェリーも入ると思うのですが、その辺はどのようになったのでしょうか。

伊藤課長 お答えいたします。2番に記載しております港湾使用の支援事業の対象につきましては、記載のとおり漁業者と漁業協同組合のみでありますので、フェリー会社のほうは入っておりません。

磯野委員 フェリー会社についてもかなりこの使用料というのは高額になると思うのですが、それはほかのほうで例えば補填とか、何かあったのでしょうか。

大平課長 お答えいたします。本来であれば建設課長のほうからとなると思うのですが、本日説明員として入っておりませんので、基本的には港湾という

か、フェリー会社さんのほうにつきましては営業、事業活動を行った部分の損失分につきましてはこれまでどおり国、道、町で負担いたしますので、この部分、例えばここを町が負担したとしても減った分、言い方があれですけども、国と道のほうまで減ってしまいますので、これについては応分に今までどおり負担したいというふうに考えております。

磯野委員 2番目の先ほどの説明の中で、122漁業者の港湾使用料に関して免除ではなく、支援するという形だったのですが、これは何か意味があるのですか。要するに本来免除しておけばそれで全然お金が動かなくて済むのですけれども、免除ではなくてある程度もらって、その分を払うということなのですか。

伊藤課長 お答えいたします。本年行いました港湾使用の免除につきましては、建設課の所管ということで、漁業者等が大変だということで、計画等にのせない中で取りあえず免除ということで実施してはおります。ただ、そういうふうになりますと収入の減だけということになりますので、本年新たにこういう交付金でまたできるということで町村のほうに交付されるわけでありまして、できるだけ町村の負担も少なくする中であっては、相当額ということで支援することでこの交付金事業にのれるということになりますので、今回は農林水産課として漁業者と漁業協同組合に対して港湾使用料相当分ということで支援したいということで計画したものであります。

磯野委員 3番目の漁業者の経営支援なのですが、燃料費、その他の費用ということで130漁業者があるのですが、これはトン数が書いてあるのですが、これは例えば大きいチャッカと言われるものから和船も全部、全て含めるという意味なのかということが1つと、もう一つは、例えば2隻持っている人は要するに高いほうのやつをと、そういうことなのか、ちょっと確認したい。

伊藤課長 お答えいたします。この130漁業者につきましては、港湾使用と、あと漁港の利用料の算定されている船を対象にまず記載しておりますので、実際動いていく中で既に廃船される部分ですとか、新たに新造される部分

とかが出てきて若干変わる部分はあるのかとは思いますが、基本的な考えといたしましては小さいものから大きいもの、全て対象としておりますし、あと複数隻所有している方につきましては一番大きい船ということの1隻を基準に当てはめて支援したいというふうに考えております。

磯野委員 次に、12番の飲食店の関係だったのですがけれども、先ほども質問等がありましたけれども、まず固定経費の部分で先ほど質問ありましたけれども、従前から店を開けていると固定経費が大きいということは重々私たちが聞いてはいる中で、今回3か月で5万だったのですがけれども、例えば6か月10万という、そういう検討はなされなかったのですか。

高橋課長 お答えいたします。ほかの飲食等には10万という部分で渡している部分があるのですがけれども、それから比べると事業者数的にもかなり多くなるだろうということで、金額5万に設定した中でできる限り拾っていきたいということでの考え方で5万としております。

磯野委員 もちろん5万でもありがたいのですがけれども、これからコロナの影響見たときに、もう少し延ばして、できるのであれば6か月10万ぐらいにしていきたいなというのがありますので、ぜひその辺は検討してください。それから、さっきの答弁の中で40事業者の中にサービス業も含むとあったのですがけれども、ということは例えば旅館業も含むというふうに考えるのですか。

高橋課長 お答えいたします。今現時点での押さえ方につきましては、旅館業等は除いている格好にはなっております。

磯野委員 もう一点、離島クーポンに関して、昨年も大変好評でよかったと思って、また計画していただいて大変ありがたいと思っているのですがけれども、ただ前回は3,000円のクーポン券を2,500セット販売したはずなのです。今回1,000セットにしたのは何か理由があるのでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。前回の宿泊者クーポンに関しまして2,500セット全て完売しているのですが、それが島で利用というか、島で販売した部分に

関しまして約1,000セットということで実績がございますので、一応今回に関しましては1,000セットということで設定させていただいております。

磯野委員 それと、もう一点、先ほども質問の中にあつたのですが、販売として離島観光案内所ということだったのですけれども、前回は旅館等でも販売したのですけれども、これは両島の離島観光案内所という、そこだけという捉え方なのでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。それぞれの離島観光案内所を今予定しております。

磯野委員 前回は私は実は羽幌の観光案内所でも出したほうがいいのではないかと、観光案内所でいいのではないかとというふうな意見は持っていたのですが、そこで一番懸念したのが、例えば観光案内所で離島でやるとすると、まず着いたときにほとんど旅館に入ってしまった、帰りにそこで受けたとするとフェリーで使ってしまう。そうすると全く離島に落ちないという懸念があるのですけれども、これフェリーでは使えるのですか。

高橋課長 お答えいたします。離島の帰りの船は使えるという想定にはしております。

磯野委員 あそこの観光案内所で売ったとして、例えばお客さんが来てフェリーから降りれば、ほとんど仕事の方は仕事場へ行く、観光客の場合はほとんど旅館の車待っていますから、行ってしまうのだと思うのです。そうすると、そこで来たときに買って、旅館で使おうかだとか、売店で使おうかということはなかなか難しいのではないかと思うのです。では、いつ買うのかというと、帰るときに買います。帰るときに買って、どこで使うのとなったら、もう既に旅館代払っているので、フェリーで使ってしまうということになると、せっかく離島の消費活性化するのに全部フェリーに落ちてしまうという懸念があるのですけれども、その辺はどのような検討されたのでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。一応去年は宿泊者限定ということで、宿泊施設で販

売していただいているのですが、そうするとキャンプ客であったり、その他ほかのお客さんでは買えないという状況がございました。それもありませんので、船から降りて一番先にといいか、降りてすぐある場所ということで観光案内所がいいのではないかといいことで検討はしております。

磯野委員 何度もしつこいようですけれども、できるだけ離島で使ってもらうためには、案内所だけというのはちょっと私もどうかなとは思っているので、まだまだやるまでに時間がありますので、その辺は離島の観光協会とも、それから事業者とも話し合っただけ検討いただければと思います。以上です。

工藤委員 私からは、何度か今までの委員会でも話してはいたけれども、プレミアム商品券をぜひやっていただきたいと思います。何度か話しておりますけれども、プレミアム商品券、例えば30%のプレミアにしたときに1万円の券が1万3,000円分あるということで、町の持ち出しが3,000円掛ける、例えばこれは仮定ですけれども、6,000組用意したとすると1,800万。町の持ち出し1,800万で、お店で商品券使うことになれば合計7,800万になります。当然商品券よりも多い金額を買うことになりますから、実際の売上げはこれよりもっと増えます。せつかくの国の支援金でありますから、この支援金の額をより多く町の経済のために波及させるということの観点から考えると、こういうプレミアム商品券をやることは非常に重要でないかなと僕は思うのですけれども、この辺は今現在では考える余地はないのでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。プレミアム商品券につきましては、以前から再三言われている部分ありまして、うちのほうでも検討はしているのですが、昨年3回ぐらいのクーポンやった中でクーポンのほうを使いやすいという声もありまして、クーポンを続けていたところあります。それは、広く浅く多くの方が利用できるということでクーポン券ということで今まで進めておりました。今回もクーポン券も考えたのですが、それよりも先にといいことで今回出させてもらった事業のほうを優先させてもらったということでご理解いただきたいと思ひます。

工藤委員 せっかくの委員会でありますから、私たち委員の意見も少しそれに入れていって、後々経済効果があるものはやっていくべきだと僕は思います。こうやっている部分で支援されるのは結構なことだと思うのですが、商売につながっていく部分を考えながらやらないと、ただもらって、その人の思いだけで使う、あるいは余裕のある人は使わないでためておくということになりますから、商品券をもらうと必ず町内の商店に行き渡っていきますから、経済効果は抜群にあると思います。この辺のところをよく考えて実施していってもらえれば良いなと僕は思います。その辺もうちょっと行政側で検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

高橋課長 答えいたします。その辺に関しましては、商工会とも協議しながら進めていきたいとは思っております。

工藤委員 やり方については、商工会の職員の方は過去に何度もやっていますので、十分分かっていると思いますので、その辺きちんと打合せして、羽幌町にとってどういうことがいいのかという考えに立ってやってもらいたいと思います。
それから、12番と13番です。ちょっと質問します。この小売店という部分なのですか、天売、焼尻はこの中に入っているのでしょうか。

高橋課長 答えいたします。小売業等に関しましては、離島を含めた中で考えております。

逢坂委員 それでは、私から、一応今回頂いた計画案をざっくり拝見をして、説明も受けました。ただいま工藤委員からプレミアム商品券ということでお話があったのですが、私の言いたい部分については、一次、二次で行った、先ほど担当課長からお話も若干あったのですが、クーポン券の実施、全町民に対する。これが計画案には今回のっていないと。一次、二次のときの説明の中では大変いいものだと、経済効果もあると、使い勝手もいいということで、いろんな町民から私もお話を聞くと、平等で、なおかつ公平なものであると。これ言うとあれなのですが、コロナ禍の中で約1年ちょっと、皆さんマスク、消毒液あるいはうがい薬、ある

いは巢籠もりの中で大変な目に遭っている。今もそういう現状です。私は、今は平時でなくて、国で言っている有事だと思っています。その中でまず1点目、今回、一般町民に対する一次、二次で行ったクーポン券というのがどう評価されて、なぜ今回上げなかったのか、その理由をお聞きします。

高橋課長 お答えいたします。一番当初につきましてはクーポンということでまた次年度以降考えたのですけれども、ほかの事業とのバランスも考えて、今回に関しましては時期を見てまたクーポンにつきましては提出していこうということで、一度上げたのですけれども、下ろしたという経緯がございます。クーポンに関しましては、時期を見てやっていこうかなということで、完全にやめたということではないということでご理解ください。

逢坂委員 やめたということはないという意味が分からないのです。なぜこの計画案にのせないのかと、普通町民は不思議がります。いつやるのですか、それもまだはっきり決まっていないと思う、答弁の中では。そういうものは、きちっと例えば計画として上げて町民に示すべきだと私は思うのですよ、やるのであれば。その辺どうですか。

大平課長 私のほうから答弁させていただきたいのですけれども、先ほど担当課長、商工観光課長からお話ありましたけれども、所管課としてはもう一回やってはどうかという形で、全庁的な打ち合わせするときには上がっていたものであります。ただ、今回金額もまず1億3,000万という形で限られた金額で来ております。その中でどこまで、どういうところまでを支援できるかという部分考えたときに、確かに一次、二次の交付金のときに3回クーポン券させていただいて、多くの方々に利用させていただいて、先ほど委員もおっしゃられたとおり、町の方々に喜んでいただいたというふうには思っております。ただ、どうしても、クーポンを行って広く浅くは行っているのですけれども、届かない、本当に困っているのだけれども、なかなかそこにもクーポン使って行っていただけない、そういう部分もありますので、今回については広くということよりも、どうしても届いていないところに集中的に支援をしたほうがいいのではないかと

いう形で、今回限られた金額の中でこの22件を当初の予定という形で上げさせていただいております。先ほど商工観光課長のほうからやめたわけではないということもあるのですが、現時点では交付金自体、この金額で本年度中、この後また追加が来るかどうかということも分かりませんので、そういうのがあったときには、クーポンなのか、プレミアムなのか、そういうのはあるかもしれませんけれども、そういうふうに追加があったときについてはまたその交付金を活用してという部分では案として出るとということもあるのではないかと考えております。

逢坂委員

全く私それは理解できないです。国の方針見ていますか、国の方針は、見ているから一々言わないですけれども、大きく3つあるのです。経済を回すということも入っていますし、好循環を支える。であれば、全町民に効果があったわけですから、一次、二次でやって、私は入れるべきだと思います。何で三次で入れないのですか。四次なんてないという話ですよ。これははっきり言えませんが、ある筋から聞いたところによると四次は特別なことがない限りはないということも聞いています。であれば、三次でこれを町民に、1億3,000万、これだけの金額あるのです。これで金額少ないからできないとかいう問題では僕はないと思うのです。どうして1億3,000万が少ないのか、全く理解できません。私は、一次、二次でやって、町の中の循環、買物もやれる、いろんな意味で。別なお金かかってでも、例えば食料品も買える、飲物も買えるとかいってすごく喜ばれています。マスクとか、そういう部分も、もう1年以上もコロナ禍の中で大変苦勞しているわけです。今回全町民あるいは町民に対して何もこの中に入らない。特定の部分はあります。それは、減収した部分とか、コロナの影響によって減収された部分は、これは仕方ないと思います。補填する、あるいは補助する。けれども、町民に対しては全くないですよ、これ見たら。公平性を考えると、当然一次、二次でやったクーポン券というのは私は有効だと思うのですが、町長の見解、町長はどういうふうに考えていますか、町長の考えは。

村田委員長

逢坂委員、今町長からの答弁もらいますが、先ほど逢坂委員の意見は伝えてありますので、その中でまたもむ、もまないもありますから、今の

部分に関する質問はこれで町長から答弁もらって終了してください。

逢坂委員 はい。

駒井町長 前回までやりましたクーポンについてどうしてかということですが、今日の会議の冒頭にありますように、それから今商工観光課長あるいは財務課長から答弁ありましたように、今回の交付限度額が1億3,074万8,000円ということで、3ページにわたって各課で上げていただいた。これでもういっぱいというような状況でございまして、精査すると1,700万近く多いというようなことで、今後委員がそういうふうにおっしゃるのであれば、さらに臨時交付金がついたときにはまた土俵に上げたいなというふうに考えますので、ご理解をいただきたいと思っております。

逢坂委員 それでは、別な件で、これも提案ですけれども、この事業には実はもう一件入っていないのですけれども、子育て世代、それから高齢者、特に75歳以上の老人世帯、それから障がい者等の方々、特に寝たきりの方々も含めて、今回のコロナ禍で1年間、これからも、昨日からワクチンの接種が始まりましたけれども、いつまで続くかは全く分からない状況の中で大変な巣籠もり状態になっているという状態の中で、これらの方々、生活弱者の方のそういう部分を救う意味からも、私の提案です。一律5万円の定額給付金みたいな形で支給したらどうか、これ提案でございしますので、その辺はどう考えているか。今後考えてくれるかどうか含めて。

木村課長 お答えいたします。高齢者等、障がい含めまして、基本的にはコロナの影響というか、各施設等に通ったりとか、事業をふだんどおり本町は実施しておりますので、外出していないとか、そういう一般町民と同じような苦労はあるとは思うのですけれども、どこでどの線を引いて、どこからが対象なのかという問題もあると思っておりますが、検討はしていきたいと思っておりますが、今後どのようにできるかも含めて検討はしたいと思っておりますけれども、現時点では巣籠もり部分ですか、その辺につきましてはサービスを使ったりだとか、ハイヤー助成券を使ったりだとかで対応させていただいていると認識しているところであります。

逢坂委員 私は、そういう方々も拾ってあげることが弱者のために。収入減というけれども、いろんな事業があります、収入減の。その中で何%減になったとかと色々な部分が、これいろいろ調べてやられたと思うのですけれども、そういう弱者、災害と言ったら変ですけれども、国が災害と言っているのですから、間違いないと思うのですけれども、有事においてそういう方々も広く浅く拾ってあげるべきだと思うので、ぜひそういうことも検討願えればいいと思いますが、どうですか。

木村課長 お答えいたします。私先ほど答弁した部分については、障がい及び高齢者の部分なのかなと思って認識して答弁しておりましたので、収入減となると一般事業者等のことなのかなということで、高齢者等につきましては年金等、その他収入がコロナのせいで減ったという認識ではございませんので、その辺を含めて検討はしていきたいとは思いますが、高齢者や障がいについては所得が減っているということはないと認識しております。

逢坂委員 私言っているのは、収入が減ったからでなくて、コロナ禍で感染しないように。本当に感染したら大変な目に遭うのですね、高齢者は特に。ですから、巣籠もりで不自由な部分があるだろうということで、収入減がどう、こっち側のほうの事業については収入減があるから、こういう支援金なり助成なりをするということなのですから、そういう弱者を拾ってあげることも一つの町としての役割でないかなと思うから、私は提案している。提案ですよ、あくまでも。それはそちらのほうで一切考えないというのであれば、そういう答弁でもよろしいですし、私の提案ですから、それについてどうなのかということをお聞きしているのです。

村田委員長 逢坂委員、先ほど木村福祉課長のほうで逢坂委員に対してのその答弁はもうしていますので。

逢坂委員 分かりました。ちょっと納得できないので、もう一回、先ほどの件について。収入減でなくて、弱者に対する手当てとというか、そういうのはどうですかという。

木村課長 お答えいたします。どの辺と線引き等があるとは思いますが、今後どのようなことができるかできないかも含めて検討はしたいとは思っております。

逢坂委員 それでは、もう一点、1月の28日、コロナ特別委員会、この委員会で私実はそこでも提案3件したのだけれども、1件は通していただいているみたいなのですけれども、1件のパルスオキシメーターの家庭配備、それから防災グッズ、これも家庭配備ということもたしか言ったと思うのですけれども、その件について今回一切上がっていないのですが、それについて協議されたのかどうかお聞きしたいと思います。

鈴木課長 まず、私のほうからパルスオキシメーターの関連についてお答えをいたしたいと思います。逢坂委員おっしゃるとおり、前回の委員会のときに提案受けまして、検討しました。検討した結果、パルスオキシメーターにつきましては今回のコロナの陽性者が自宅療養中に急変してという部分で、そのことに端を発して、パルスオキシメーターが十分効果があるというような流れで出てきたかなというふうに思いますけれども、基本的にこれに関しましては医師の指導の下といたしますか、そのように推奨されているものでありますし、例えば各家庭に1台置いておいて、それをどのように使うのかというふうな話になりますとそれぞれ症状によって基準値も違いますし、ただ単に全戸に配布しても効果はなかなか得られないのではないかと。今回のコロナの陽性者が自宅療養中という部分でいきますと、以前から言っておりますとおり、陽性者につきましては町のほうで接触する機会がございませんので、そういう部分も含めて今回はパルスオキシメーターについてはここにのせなかったという状況であります。それと、自宅療養している人に配付している部分もありますけれども、調べたところ、都道府県単位のところではそういうようなことをしているようでもありますけれども、逢坂委員言われている市町村単位で全戸配布しているところもあるようですけれども、羽幌町といたしましては、学会のほうで過信をして逆に事故があるという事例もあるということと、こういうふうに入りが増えて、必要な方に行き渡っていないという事象もあるそうです。でありますので、医師の指導が不可欠なものでありますので、そのような行動は控えるようにというような専門

家もおられますので、その辺を総合的にいろいろ判断いたしまして、見送ったという状況であります。

敦賀課長

私のほうからはもう一点の防災リュックの関係について答弁させていただきます。本件につきましては、逢坂委員さんのほうからはご意見ということでありまして、検討はしております。単純計算でいきますと、今12月末現在の世帯数が3,520世帯ということで、1個5,000円当たりのものと考えますと1,760万、輸送費も入れますと2,000万程度にはなる事業になるのかなというふうには考えております。各ご家庭における防災備蓄の基本的な考え方ということで、以前にもちよっとお話しさせていただいた経過はあるのですけれども、町といたしましては防災計画だとか、これまでの広報におきまして各ご家庭でご用意いただきたい備蓄品として、マスクだとか消毒液、体温計等の日頃からの準備をお願いしているという状況でございまして、国のほうでも自助という部分で各ご家庭においても日頃から避難に備えて準備することが基本的な考えというふうにされております。また、地方創生臨時交付金を活用する主な目的というのが新型コロナウイルスの感染拡大の防止策だとか、感染拡大の影響を受けている地域経済、住民生活の支援に必要と認められるものとされておりますので、今支援をしなければならない地域経済等、前提の事業の枠の中で考えますと当然優先されなければならないものも多くあります。以上の観点を踏まえて、今回計画にはのせていなかったということでご理解いただきたいと思います。

逢坂委員

2件については、パルスオキシメーターについては課長からの説明、これ医師の指示とか、そういうのは全く要らないので、それは間違っていないですか。ここだけ確認して、それから防災グッズについても、先般13日に東北地方で東日本大震災の余震ということで震度6強の地震も発生しましたし、いつそういう災害というのは発生するか分かりませんので、ぜひそういう防災グッズも、直接コロナには関係なくても、防災、減災、国土強靱化も今回の予算の中に入っているわけですので、そういうこともぜひ検討していただきたい。パルスオキシメーターについては、もう一回鈴木課長に、医師の指示でやったとか、一般の人が勝手に使えないとかということは私はないというふうに認識していますが、そ

れは間違っていますか、私の認識。

鈴木課長 お答えいたします。私もそれ以外で使ってはいけないという話をしたわけではなくて、例えば先ほども言いましたけれども、その方の病状等によって基準値が違うというところで、全く医師が数値を判断しない状況下で使ったときにむしろリスクのほうが高いというような、日本呼吸器学会からの指摘もありましてというところを申し上げていまして、プラスいたしまして、今回パルスオキシメーターが有効だという報道等がありまして、パルスオキシメーターが相当購入されていて、現在相当品薄の状況だそうです。本当に必要な方に行き渡っていないという状況もあるということですので、現状必要性として全戸に配布する必要性を感じなかったということですので、今回はこの計画にはのせなかったということですので、ご理解をいただければというふうに思います。

逢坂委員 それでは、最後に課長にもう一回聞くのですけれども、仮に羽幌町でクラスターが発生したときに、自宅待機になったときにパルスオキシメーターとか、そういうものは町はきちっと道なり保健所なりに聞いて配付すると思うのですけれども、その辺のことは、直接このコロナの事業には関係ないと思うのですけれども、その辺の部分はお話が通っているかどうか、そこだけ1点だけ確認をさせてください。

鈴木課長 お答えをいたします。その件につきましては、以前から申し上げているかと思いますが、コロナの陽性者が出た場合につきましては、ほとんどといいますか、羽幌町はその陽性者に接触する機会がないので、その部分につきましては確認等はしておりません。保健所があくまでも陽性者に対して指導するという状況であります。ただ、現状では留萌管内につきましては全ての方が入院されておりますので、自宅療養者は現状はいないという状況でありますので、貸し出すとか貸し出さないという以前に、羽幌町といたしましてはその辺はまだ確認をしていないという状況であります。

逢坂委員 終わりますけれども、今言っている、私意味分からないのですけれども、接触をしないということはあり得ないのですよ、実を言うと。これだけは言っておきますけれども、消防職員は接触するのです。そのためにサーージカルマスクから感染防止衣から全て買ってやるわけだから、町民が接しないという意味が分からないです。だから、必ず誰か彼かが接触する可能性はあるのです。ないというのは、100%ないということはないのです。だから、その辺は私の認識とちょっと違うのではないかと思うのだけれども、課長の説明では直接役場職員はないかもしれないのですけれども、保健所の職員が来てやるのだと言うけれども、一番最初にスタートするのは、救急で例えば発熱したとなったときには、それは接触するのですよ、一番最初に。その後保健所の職員が来て、どうする、こうするというのはやると思いますけれども、それはちょっと違うのでない。何か答弁あれば、受けて終わります。

鈴木課長 接触しないと言ったのは、陽性になった方が自宅療養の場合にという話を委員がされたので、陽性者に関しては我々町村が接触することはないと言っていることでありまして、搬送業務ですとか、そういうことに言及したわけではなくて、委員が自宅療養者に限定しておっしゃりましたので、そのように申し上げたということでありますので、ご理解をいただければというふうに思います。

平山副委員長 私から2点ほどお聞きしたいと思います。まず、18番目、消耗品の部分で感染防止衣、上着が90着、そして下が60着ですか、これ枚数が違うのだけれども、上と下と、これはどういう意味なのでしょう。

敦賀課長 それにつきましては、今現在の消防のほうの在庫の部分で向こうから在庫を踏まえて上がってきた数字となっておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

平山副委員長 分かりました。次に、13番目、飲食業等事業継続支援です。また今回一律20万円の支援金を支給するというものがありますが、これで3回目ですよね。それで、1つお聞きしたいのは、こういう事業者がふだん感染対策としてどういうことをやっているのか、町としてどの程度把握して

いるのか、ちょっと教えていただきたいのです。

高橋課長 お答えいたします。飲食業等に関しましては、席を全部座らせないとかという部分ではやっているのは確認しております。夜のスナック等につきましても、今までボックス等々であれば全部入れていたところを1つ空けてとか、あと何人か入ればもうその時点で店を閉めるとかという形での人数制限の部分でもそういう対策はしていると聞いております。また、もちろん消毒等々は各テーブルごとというよりも、店の中には用意してございましたし、昨年から言っているカラオケにつきましてもやっている事業者に関しましては個人にマイクのカバーを渡してというところもやっているということで確認はしております。もちろんマイクは歌うたびに消毒してということでもやっているということは確認しております。

平山副委員長 今課長おっしゃったように、そういう対策をしている。でも、ばらばらだと思うのです、お店によっては。席を空けるとか、人数制限しているとかというの聞いておりますが、お店の中に入ってしまって、ちょっと人数が多いときもあると思うのです。お客さんですから、お店側も来たお客さんには断れない、そういうタイミングがあるのかもしれませんが、コロナ感染というのは飲食店での飲食が大きな原因ではないかと言われてます。そこで、お金で支援するのもいいのですが、それとは別に町としてそういう事業者に対して感染対策というところで物資の支援というか、そういうのを考えたらどうでしょうかということで今お聞きしているのです。例えば仕切り板ですとか、ビニールとかは、それはあまり効果がないということで、アクリル板なんかはちゃんと消毒液で拭けるという意味もあるのだと思うのです。あとは、入店してくるお客さんに対して体温を測るということで、簡単に自動で手に持って体温測れるものがあります。あとは、先ほど手指消毒剤を設置しているとありますが、その設置の仕方も私はどの程度の設置か分かりませんが、その辺のところも徹底していただくように町側から働きかけをして、下町と言ったら失礼なのですが、スナック業界なんかはお客が来ない、来ないと、全然お客さん来なくて本当に大変だということからも、そういう対策を行政側からしてあげて、確かに密になったりすると困ります。その辺も

気をつけながらしてもらうためにも、こういうものをしますので、感染対策に一層協力していただくということで、そしてお客さんにも少しは来店してもらう。そうやって経済を回していかないと、スナック等飲食店ですか、こうやってお金もらうのもいいのですけれども、果たして不安なく継続していけるか、私はちょっと疑問に思うのです。そして、こういう声もあります。本当にこの支援金いいのですが、一律で、実態に合った支援の仕方をしてほしいという声も聞いています。その辺どうでしょうか。今だったらと2点ほど言ってしまったのですが。

高橋課長

お答えいたします。一番最初の物資というか、物でということだったのですけれども、それも検討は去年からしております。ただ、店の大きさ等々あって、設置する設備等がばらばらになるということで、その辺については統一したものができないかなということで検討していた経緯がございます。お店自体ばらばらの対応だということなのですけれども、年末に行った下町の支援に関しましては、そこは誓約書をもらいながら、道なりのコロナに対する対策守ってやりますということで誓約書をもらいながら、あとはどういう対策しているのかということで店の写真をもらいながら支援を行った経緯がございます。その中で、うちの支援をやっている関係で対策はしっかりやってくださいというのは昨年から言っていることでありまして、対応がばらばらというのは、店の大きさによって仕切りがあったり、上からぶら下げるビニールがあったりということで対応はちょっと違う部分があるのですけれども、国・道で言っている新北海道スタイルを守った上での営業ということでの誓約をもらった上で昨年の支援金は支給していますので、それでも足りない部分あるのかとは思いますが、その辺はこれからも支援していく中で対策を取った上でやってくださいということで言っていこうとは思っております。

平山副委員長

支援金を出していると言ったら変な言い方なのですが、今課長説明されたように誓約書をいただいて支援金をしているとか、それではスナックさんとか今現状やっている感染対策、それで行政としては満足しているということですか。

高橋課長 お答えいたします。行政としてというよりも、国・道でも実践というか、北海道スタイルという部分で提唱している部分で、うちのほうもそれに沿った形での営業をお願いしている部分がございますので、その対応されている事業者につきましては、うちはそれ以上というか、人を入れないのが一番なのかもしれませんが、そういうことにもならないので、それを守った上での営業ということで今までもやっておりますので、足りない部分に関しては随時指導というか、呼びかけていきたいなと思っております。

平山副委員長 国や道のやり方の下で町もやっているということですが、国・道の指導は指導で私はいいと思うのです。ただ、羽幌町独自としての感染防止対策とかがちょっと私消極的な感じに見えるのです。だから、先ほど課長おっしゃいましたけれども、店の規模によっては大きい、小さい、確かにあります。大きい、小さいありますけれども、それに見合った、例えばさっき物資のこと言ったのですけれども、見合った物資の補助とか、私は考えれば幾らでもできると思うのです。そこで、町民の方々少しでも、今は飲食業者、スナックさんですか、すごくちゃんと感染対策やっているのです、少しは行っても大丈夫でないかという、町民の人たちにもアピールできるだけのことを羽幌町として率先して取り組んでもいいのでないかなと思うのです。何でもかんでも国から、道からの指導の下で、それに基づいてやっています。それは分かりますけれども、それ以外で羽幌町として独自でそういうものに取り組んでも私はいいのでないかと思えます。実際現場のスナックさんなんかは本当に困っているのです。その辺もう少し考えていただきたいなと思うのです。どうですか、羽幌町として別な角度で取り組んでいくという考え方にはなりませんか。

村田委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:31～15:40)

村田委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。
行政側の答弁からスタートしたいと思います。

高橋課長 先ほどの平山委員のことにお答えいたします。安全性という部分でいきますと、この店が安全だということは行政ではちょっと言いづらいというか、言うことはできないので、ここが安全だから行ってくれというのは行政としてはちょっと言える範疇ではないとは思っております。その代わりではないですけれども、昨年の20万の支援という中では対策費という部分も入っていますし、今回の一律20万という部分にも改めてその部分の意味も込めて20万ということで設定させていただいておりますので、今回の20万の中でいろいろな対策していただければということも込めての20万ということをご理解いただきたいと思います。

平山副委員長 私の思いとかけ離れているなど、今の答弁。そういうスナック、飲食店にこの店が大丈夫だから行ってくださいとか、そういうことは私は言っていないよ、決して。なぜそういう答弁出てくるのですか。すみません、ちょっと時間押しているからあれなのですけれども、私言っているのはそういうことを言っているのではないのです。支援金は支援金で、額はどうか、そのほかに町の取組としてそういう業界に。というのは、町民の人たちが食べに行きたい、飲みに行きたい、でもコロナ禍だから感染したら困るから行かないで自粛している人が大多数だと思うのです。そのことによって飲食店の収入が減ってくる、事業を継続していくのが大変だという現状だから、感染対策にもうちょっと力を入れてやって、町民の人たちが少しでも安心、これが絶対いいですよ、大丈夫ですよということはないと思います。でも、何かに取り組んで、このぐらいやってくれていれば大丈夫かなと町民の人たちが思ってくれるような、そういう対策を私はしてほしい。だから、お金もあれだけれども、物資の面ではどうですかということで聞いているのです。そこのお店大丈夫だから行けとか、そんなこと言っていないよ。要するに飲食店業界がこれだけのことをやっているのだから、町民の人たち、再度言いますが、安心して少しでもお客さんが行けるような、そういう環境づくりをしてほしいという意味合いで私はさっき言ったのです。

村田委員長 もう一度答弁もらいますか。

平山副委員長 さっきの答弁ちょっと違ったから、私も今言ってしまったのですけれども、答弁あればお聞きしたいし、なかったらよろしいです。

村田委員長 手が挙がりませんので、よろしいですか。

平山副委員長 もう終わりますけれども、ちょっと悲しい答弁。終わりますけれども、町民の人たちもかなり自粛しているのですよ、出ていきたくても。その辺の不安とか精神的なものを軽減するためにも、もう少し町として取り組み方、町独自の取り組み方というのが私は必要でないかということを考えていますので、今後よろしく願いいたします。終わります。

小寺委員 それでは、幾つか質問したいと思います。まず、8番、これはにじいろの整備だと思うのですが、前回の委員会でそういう施設はどうかということで検討していただいたと思うのですが、担当課も御存じのとおり、3町村で運営している施設になっていると思います。ほかの町村との話し合いはできていて、羽幌町だけで負担するのがどうこうということではなくて、ほかの町村はにじいろに対してどのような支援を検討しているのか、その辺他町村の動きを教えてください。

鈴木課長 初山別村と苫前町になりますけれども、具体的に特別な支援というのは基本的にはない状況です。ただ、通常負担金としていただいておりますし、今回のこの部分についても苫前町と初山別村から後から負担金としてその分、負担率で割り返してという形になりますけれども、負担金として入ってくるという状況になっております。

小寺委員 よりいい環境で子供たち、あとは職員の方が対応できるように今後も協議のほうをしていただきたいというふうに思います。
続いて、10番になります。手洗いの非接触化ということで、これも観光施設ということで、内容的には足踏みではないですよ、あくまでもトイレの手洗いのところにセンサーのやつだと思うのですが、本当に先ほど言っただけいきいき交流センター、バラ園のトイレだけでいいのか、観光施設でいうと、今後サンセットビーチがオープンする、しないは分からないですけれども、そういう施設、ほかの観光施設への影響というか、

設置もまた出てくるのかなというふうに思うのですが、まず観光施設に限定して、その辺はほかの観光施設についてはどう考えていらっしゃるでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。ほかにもというところと離島とかのトイレもあるのですが、実際に今現時点で不特定多数利用されている部分が多いというところの道の駅のトイレとサンセットプラザの共同トイレという部分で、36か所ほどあるのですけれども、そちらのほうを替えさせていただくということで今回提出させていただいております。

小寺委員 来年度、今年の観光の感じもまた関わってくると思うのですけれども、そこだけの施設ではないですね。特に観光だけに限らないで、不特定多数の方が来られるのを勝手に想像してですけれども、例えば海鳥センターですとか、あと資料館ですとか、フェリーターミナルですとか、観光客が来そうな施設、ただ観光施設ではないので、そこは除外されているのかなと思うのですけれども、今後、課は分かれてしまうのですけれども、本当に必要であればそれも含めて、観光施設以外も不特定多数の場所があるということであれば、手洗いに関して、予算もあるとは思っているのですけれども、考えていっていただきたいなというふうに思います。続いてですが、ちょっと並びがあれなのですけれども、先ほど何人かの委員の方もおっしゃっていたのですが、例えば3番、4番、あと12番、13番、これは簡単に言うと、課はまたぐのですが、農業、漁業、あと商業への支援だと思っております。各課できちんとまとめて、もちろん根拠も含めて提出されて今回上がってきているとは思っているのですが、これをぱっと見たときに値段とか条件がそれぞれ、業種も違うのでということはあるとは思っているのですけれども、開きがあるように感じます。単純に言うと、例えば農業でいうと25万です。漁業でいうと、船の大きさに絞って、それでも15トン以上でも20万と、そこでも差がありますし、例えば一番漁業者が多い3トンから5トン未満だと61件あるのですが、そこに至っては14万というふうになっているので、自分は農業、漁業、商業をある程度同じ基準で。農業も漁業も今後、例えば商業に関しては設備費、維持費の3か月の何十%という制限があるのですが、農業、漁業についてはそういう制限はありません。漁業、農業を比べると、農業は大きさ関係

なく、農業だったら土地が広い、狭い、従業員関係なく25万設定なのに、漁業に関しては船の大きさを線引きしていると。そうなると、もらうほうはもちろんうれしいのですけれども、せっかくいい事業なのに、他業種と比べたときに何で農業はこれだけで私たちはこうなのかということになり得るので、自分としては一律農業、漁業、商業も今言いますけれども、定額で20万なのか25万なのか、船の大きさや土地の広さ、狭さ、従業員数を問わず一律で支援するというほうが分かりやすく、そしていいのではないかなというふうに思います。また、飲食の関係です。飲食ですけれども、小売業については5万円なのです。前は、例えばカラオケの設備のところには10万円という上限でしていたわけです。しかし、今回に関しては5万円と、そうなるとそこでもやはり不公平感、カラオケ、前回はそこでこだわっていましたが、同じ設備で固定費でかかる分にもかかわらず、前は10万で今回は5万と、それは不公平感があるのではないかなというふうに思いますので、これで決定ということではないと思いますので、全課併せてその不公平感がないような形で調整していただきたいなというふうに思いますけれども、今後の調整についてもし答弁があれば、各課またいでしまうのですけれども。

大平課長 お答えいたします。今課をまたがったり、先ほど農林水産課長のほうの答弁等々もありましたので、取りあえず一番最初にお話しさせていただいたとおり、これ決定事項ではありませんので、まずは一旦、時間もありますので、持ち帰らせていただいて、こういった形がいいのか再度、もう一度調整をしながら、こういった形がいいのかという部分検討させていただければと思います。

小寺委員 今回国からの特別交付金によって、本当に困っている人に支援が行くような形、それが分かるのは各市町村、地方自治体だということで、ある程度の権限を持って羽幌町でも決めれるというふうになっていると思うのですが、前回は自分お話ししましたが、羽幌町でも今年の夏ぐらいからずっといまだに休業しているという会社もあって、御存じですかということをお伺いしたのですが、その会社とか個別に名前を言えないのであれですけれども、そういう会社というのを把握しているのでしょうか。製造業です。加工製造業の会社だと思うのですが、いまだに休業してい

る会社があるということは町としては把握しているのか、していないのか。

村田委員長 暫時休憩します。

(休憩 15:55～15:56)

村田委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

高橋課長 お答えいたします。加工業に関しては、申し訳ございませんが、把握しておりません。

小寺委員 そういう会社もあって、従業員もずっと休業中ということで、そういう会社がありますので、大きな団体ですとか、そういうところは、困っているとか大変だというような声を出せるところはたくさん支援策があるとは思いますが、小さい会社ですとか、声の出せない業種もあると思いますので、いろんな情報を得ながら、本当に困っているところの支援策を立てていただきたいなというふうに思います。いかがですか。

高橋課長 お答えいたします。関係団体とも協議しながら、そういう漏れがないようなことで今後もやっていきたいなとは思っております。

小寺委員 続いて、14番、離島クーポンについてです。先ほど逢坂委員も触れていましたが、前回は宿泊者限定クーポンということでやったのですが、今回は離島に特化するということで、説明の中でも観光シーズンを踏まえて今後検討していくという。例えば昨年の例を見ますと、観光シーズンは離島にはなるべく行かないでくださいというような対策を取ったのですが、これをやることで羽幌町観光にどンドン島に来てくださいというふうにシフトしていく事業になるのか、その辺、次の夏に向けてですけれども、離島観光を盛り上げていきたいということだと思っておりますけれども、その辺観光を夏以降、これから推していくということによろしいのでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。先ほども言っていたのですが、コロナの関係でどういう状況になるかという部分もありますので、これをやる時期というのも今現在お答えできないような状況です。観光協会等々にも協力をいただく部分もありますので、観光協会の各支部ともよく話し合った上で、これが効果的にできるような時期に実施していきたいなどは考えております。そうすると、結局先ほども言ったとおりコロナの状況によって、島にウェルカムというふうになるのかならないのかというのは今この時期では判断しづらいというか、どう転がるか分からない部分が多いので、そこは状況を見ながら決めていきたいなどは思っております。

小寺委員 それでは、やらないということもあり得るということですか、この事業を行わないということも、コロナの関係で。まだ正式に絶対やるということではなくて、例えば離島に感染が及ぶおそれがある場合はまた自粛のような呼びかけをすることは思うのですけれども、その際は行わないということよろしいのでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。そういう状況になれば、こちらの事業に関してもやれないということにはなると思いますので、状況を見ながらということで判断していきたいなどは思っております。

小寺委員 その辺も限りある予算なので、どういう基準でそれを行うのか、行わないのか、いつもせっかくいいものがあるのにうまく利用できないことがあると思うのです。ですので、行う基準ですとか、そういうインフォメーションを含めて、きちんと島も含めて分かるような形で今後説明していただければいいと思います。また、前回も言ったのですが、1,000円で3,000円と、あまりにも大きいです。いいもの過ぎると思うのです。先ほどもセット数で言っていたのですが、今回1,000セットですけれども、例えば1,000円で2,000円クーポンにすることでセット数を増やすということもあると思うのですが、今回全く宿泊クーポンとは別物だと私は考えているのですけれども、なぜ1,000円で3,000円なのか、1,000円で2,000円でも十分いいクーポンだと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。今回の離島クーポンにつきましては、前回の宿泊者限定クーポンの実績を踏まえた中での離島部分ということで、設計自体も前回の宿泊者クーポン自体が2,500セットつくって全て完売という状況がありましたので、1,000円で3,000円という部分の魅力というところでは、去年やったときには宣伝はしていないのですが、泊まった人からのSNS等々の発信によってかなり広がったという部分もありまして、お得感というか、3,000円が1,000円で買えるというところを去年の実績から追って行って、今回離島限定という形で離島の経済の活性化ということで考えて、そのまま3,000円ということで設定しております。

小寺委員 今回は、宣伝はするのでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。先ほども言ったように、どういう状況になるかわかりませんが、これをやるということであれば宣伝していかなければ、どういう宣伝になるかというのはあれですけれども、町場の観光協会にポスター貼るなりするということで観光協会と連携した中で宣伝はした上でやっていかなければ、1,000セットしかないの、何か月できるかというところもありますけれども、宣伝はしていこうかなとは思っております。

小寺委員 もうちょっと具体的な内容についてお伺いします。これは、1家族1セットなのか、1人1セットなのか。あとは、何回も行く方は何回買えるのか、1シーズン1人1セットまでなのか。その辺内容というのは決まっているのでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。今の設定では、1日1人1セットということで考えてはおります。

小寺委員 あと、町民、島民も買えるのでしょうか。

高橋課長 お答えいたします。先ほど説明の中でもありましたとおり、島外からの観光客等ということで、島民は買えるということではないということで考えております。

小寺委員

自分は、これはもうちょっと考える余地があるのかなと思いますし、あと先ほどとちよつかぶって申し訳ないのですが、手数料に関しては、もし観光協会の案内所でやるのであれば、委託費の中で対応してもらいますとか、なるべく経費を抑えて、また違う事業ができるように、もったいないことがないように再検討していただきたいなというふうに思います。

続いて、15番、販売促進支援事業についてお伺いします。これも自分にとってもいい事業だなというふうに思うのですが、ただ本当に10万円がいいのかというふうに思います。これを利用して羽幌のものを買ってもらうということであれば、例えば夏場なのか、贈答とかそういうのにどんどん使ってもらえるように、羽幌の業者から送る場合、個人に送る場合は送料は全部持ちますよと、上限はもっと上げるなりして、どんどん羽幌のものを買ってもらう。漁業や加工品だけではなくて、お米ですとか農産物も含めてどんどん羽幌から発信していくような事業にさせていただいたらより効果が上がるのではないかと。例えばですけれども、羽幌に住んでいる町民にも協力してもらって、羽幌出身の方、親戚、兄弟とかにそれぞれはがきを送ってもらって、今送料が無料だから、ぜひ羽幌のものを買ってほしいという宣伝をするとか、町民にもうまく協力を願って、よりいい事業にさせていただきたいなというふうに思うのです。どうしても北海道羽幌から本州に送るとなると送料がネックになって敬遠される場合もあります。これをうまく利用して、ある期間でもいいですし、ある限定の例えば3,000円のセット、これは本州までは送料は無料で送れますというふうになるとかなりインパクトがあるのではないかなというふうに思いますので、その辺上限を設けない、もしくは上限をもっと上げて、より効果的な仕組み、事業にしていってもらうと、コロナが終わった後も羽幌の知名度アップや商品、食料、食べ物も含めて味わってもらうというのがとっても大事なことかなと、そのために使うには10万円は少ないのではないかなというふうに思いますので、これを利用してもっと広げた事業ができればなというふうに期待していますが、もし答弁があればお願いします。

高橋課長

お答えいたします。上限10万というのも、ここまで事業者増えてくれればいいなという願いもあるので、多くの事業者に当たるようにというこ

とで上限を今は10万という形にはしていますけれども、これを実際に運用していく上で今現在やっている事業者からの意見聞きながら、各団体からも聞きながらということで、今出している部分を上限撤廃するのか、何が最適な金額なのかというところも他事業者にも確認しながら、この中は検討していきたいなとは思っております。

小寺委員 コロナを逆手に取って、事業者に全て任せるのではなくて、いろんな検討を重ねて、町も積極的に売り込むような姿勢で、助成するので、あとはお願いということではなくて、町としてどういうふうに羽幌のものを売っていくかというのも事業者も含めてどんどんやってほしいなというふうに思います。よろしくお願いします。

続いて、16番です。避難所等の感染防止対策事業ということで、消耗品なり備品を買うということなのですが、これ前回は前々回もいろんな形で備品、消耗品をストックしていると思うのですが、今まだ足りないのか、それとも過剰になってきているのか、その辺本当に今緊急性がある。5年間は使えるというものであるとは思いますが、前回はかなりの量を買っていると思うのですが、その辺いかがなんでしょうか。

敦賀課長 避難所用の備蓄品ということで、一回で今年度の予算で全て買えるとは、全体の枠もありますので、考えておりません。こういうものは、全体の枠と予算に応じて少しずつといいますか、補充をしていながら購入は続けていきたいなというふうには考えております。

小寺委員 それでは、まだまだ足りないということですか、もっともっと備蓄を増やしていかないといけないという、もし予算があれば、例えばウエットティッシュでももっともっと買いたいのか。お金があるから買っておこうかというものなのか、緊急性があってこれは絶対必要だからというものなのか、その辺がちょっと分からないのです。例えば備品に関しても、今回はさっき言っていた下に敷くマットを買うと。ただ、前回は段ボール100セット買っているのですよね、100個。それは、先ほどの説明だと耐久性が優れないので、そしたらあの100セットはどうなってしまおうのだろうか。もちろん使わないことが、防災なので、いいことなのかもしれませんが、その辺耐久性に優れないものだったら、なぜ前回100

セット買わないで今回のものを値段相応分用意しておかなかったのかなと。どっちがいいものなのか僕分らないですけれども、段ボールも100個あって、また違うものが出たので、その辺一貫性というか、ないのではないかなというふうに思うのです。だから、今後も計画的にもし買っていかなければいけないのであれば、いいものをどれぐらいまで用意したいとか、そういうのもないと、物だけ増えて実際本当に必要なときに使わないものも出てきてしまうと本当にもったいないことになってしまうのではないかな。そういう面で備蓄に対する計画というのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

敦賀課長 先ほど委員さんの質問の中で、例えば段ボールのパーティションを100セット買ったのだけれども、また今年ナイロン製のものを買って、そのやつはどうなるのだというようなお話もあったのですけれども、基本的には段ボールパーティションについては国も推奨している部分でしたので、今回初めてという部分もありましたので、買ってみました。段ボールのパーティションもいいところがありまして、今回買うパーティションだと大きさが決まってしまうのです。例えば世帯が大きいところとかになると広くパーティションを使わなければならないので、そういう部分に関しては段ボールパーティションを活用して広く、囲いというのですか、することで、1家族1人なのか、3人なのか、4人なのかで広さを変えられる、そういう利点がありますので、それはもちろん今後も活用していきたいというふうに考えています。あと、量等につきましては、基本的には今使っているのは公民館と、あと離島の避難所という部分で1か所が主に使われている部分なのですけれども、災害の大きさによってはそのほかにも活用していかなければならないと、そういう部分ありますので、その辺は小寺委員さんおっしゃるとおり、全体の避難所の数を見据えながらそういうものについては考えていかなければならないと、そういうふうには考えております。

小寺委員 予算があるから買うのではなくて、ある程度計画を組んで、例えばこの避難所にはこれだけ必要だとか、全体でこれぐらい、消耗品も含めて、消毒剤はこれぐらいストックしておきたいのだというものがあって積み重ねていくのではないかなというふうに思うのです。だから、国からの

補助があるから買おうとかではなくて、ぜひ計画的に、もし毎年買うものがあるのであれば、段ボールのものがいいのであれば毎年少しずつでもいいから積み重ねて目標の数をきちんと用意するようなことが必要なのではないかなというふうに思いますので、ぜひ計画的に備品に関しては用意していただきたいなというふうに思います。

あと、17番もそうです。これこそ消毒液の足で踏むやつだと、スタンドだと思うのですけれども、まだ消毒液が足りないのか、消毒液も30個、またボトルで買ったりですとか、消毒スタンド、それに合致するものを買うのか、それとも足りなくて30個買うのか、その辺はいかがですか。

敦賀課長 お答えいたします。今年度におきましても同じように消毒液等は購入しています。やはり毎日使うものなものですから、どんどんなくなっていくという部分ありますので、来年度の事業の中でも計画的に補充をしていながら、単年度だけでは終わらない部分もあるかもしれませんので、その辺は今後も継続的に使っていけるように補充のほうはしていきたいなというふうに考えて計画しているところでございます。

小寺委員 これも何か所あって、どれぐらいの頻度で取り替えなければいけないですとか、例えば学校とかだと人数も多いし、毎日、議場の前にあるのはそんなに使わないとか、いろいろあると思うのです。だから、これも30個買います、補充、詰め替えも30個買います。50個というのではなくて、計画的に、やっと1年ぐらいたつので、どれぐらい使用していくのか、今後必要なのかというのも分かると思うので、ぜひ計画的に備えていただければなというふうに思います。

最後になのですが、自分は、コロナに関してですが、町として言えるのは町民への広報が不足しているのではないかなというふうに思います。もちろんホームページには今私たちが見ているようなフォーマットでインターネットの一番上のほうから入ると計画書がぼんと置いてあるのですが、実際町民の人がどんなふうにお金が使われているか、議会広報でも紙面は限られているので、なかなか伝わりづらいと思うのです。ぜひ町のほうからも分かりやすく、こういう業種にはこれぐらいの支援をしていますよ、備品についてもこういう備品を買いましたよ、安心してください。もちろん予防だけではなくて、羽幌町がコロナに対してどのよ

うな政策を持って行っているかというのを分かりやすく町民に知らせるというのも必要なのではないかなというふうに思いますので、計画書を張ってあるから計画書を書くというのではなくて、分かりやすく、どんな業種にどういう支援が今まで行われてきたのか、そして今後行われようとしているのかというのをぜひ広報の観点からも考えていただいて、町民に知らせていただきたいなというふうに思います。町長のメッセージの中で、コロナになって羽幌の情報発信ですとか魅力に触れる機会が減っているということを言っているんですけども、やり方を考えればいろいろな情報の発信の仕方できますので、もちろん町民だけではなくて町外の方にも、コロナだからできないのではなくて、コロナを利用してより高い情報の発信と魅力を伝える機会という事業を、この中にはありませんけれども、考えていただきたいなというふうに思います。答弁はいいので、ぜひその辺発信のほうを力を入れてほしいなと思いますので、この点についても今後協議のほうをお願いしたいと思います。

森 委員

重複を避けるために、今まで出ていない部分、1点だけ質問させていただきます。今回の第三次補正に関わる予算措置を見て、困っている人に直接助成をしてこの地域を守っていきたいという姿勢は非常に理解できるところでありますし、細かい議論はありましたけれども、大枠の中ではその方向でぜひいってもらいたいなと思っております。ただ、どちらかというところと売上げの減少しているところに対しての補填、補填ということではないですけども、助けるという意味合いが強くて、売上げは関係ないのだけれども、このことによって費用が余分にかかっているところもあるのではないかなという気がしてまいりました。その上で私が思いつく部分としては、例えば老人福祉関係でいえば羽幌町社会福祉協議会だとか、萌とかにもいろんな設備だとか、いわゆる固定費的と言われる経常的にかかる費用がふだんより多くかかっているということもあるのかなと思います。また、先ほどにじいろのほうには予算つけておりましたけれども、民間ではNPO法人のいちえ、これも羽幌にとっては障がい児にとってはすごく大事な施設として活躍していると思っております。そういうところに対して、今回検討するに当たってある程度の予算措置ということは検討したのかどうか。それと、私の分からないところで、全然事前に話していないので、推移的なことを聞くのはちょ

っと酷かなと思いますけれども、場合によっては社会福祉協議会とか、そういうところには国から直接の支援が入る場合もあると思います。ただし、それで足りているかどうかということも含めて、今回の予算に関わる過程の中で担当課のほうでその辺についてどう思い、どういう結果になったのかということをもまずお聞きしたいと思います。

鈴木課長 お答えいたします。高齢者施設等の関係につきましては、森委員おっしゃるとおり、国から別で交付金が出ている状況であります。社会福祉協議会ですとか、あと例えばですけれども、陽光、陽だまりという旧道立病院にあるグループホームですけれども、そういうところと、あと萌も含めてですけれども、別な包括支援交付金という部分が入っておりますので、それとプラスして、その中で羽幌町からの間接補助という形でも別な部分で出ているものがありますので、当面はそういう施設につきましてはそういうものを充てていただくという状況で考えております。あと、にじいろにつきましても、別でそのようなものはないのですけれども、このような部分ですとか、あといちえもそうですけれども、国の医療従事者に与えられた交付金ですとか、そういう部分も入っていますので、その辺のところを活用していただいてという状況で考えて、今回のこの予算、計画の中には入っていないという状況であります。

森委員 医療関係者、人件費なんかも社会福祉協議会等で発生したところは20万、出ないところは5万円という制度もあって、職員の方もふだんより非常に気を張りながら、より注意しながらやっている部分の一助に少しはなっているかなというふうなことは理解しておりました。今回そういうことを全く考えなかったということはこれで理解できましたけれども、改めてあと1か月の中でコロナがどういうふうに変化していくということ、かなり長期間でありますので、いろんな仕事を抱えて、ワクチンの接種とか、非常に忙しい思いがあると思いますけれども、改めて時間をかけない中でもその状況だとか、包括交付金も町の施設だと今回だと空調だとか、いろんな形のハードというのかどうか、備品等もそろえているのですけれども、そこまで手が回っているかどうかというのもちょっと疑問なのです。身近にあるマスクだとか、いろんなものには行っているのだけれども、この際より感染を防止するために今大事だと言われている

のは換気だとか、湿度だとか、そういうものがありますので、そういうようなこともこれで、万全ということはありませんけれども、満足なのか、それがもし包括交付金等の中ではなかなか手が出せないというようなことがあれば、三次最後のチャンスで、今回もいろんなところの予算、これを削ればいいのかというのは議員はなかなか言えませんけれども、私としてはその辺は相当優先順位上げていくべきであると思います。その情報を聞いて、今から割り込ませるのは酷かもしれませんけれども、必要な設備も入れてあげるようなことも改めて、1か月以上あると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思いますが、検討するかどうかというので簡単な答弁で結構ですけれども、お伺いします。

鈴木課長 お答えいたします。それぞれ施設等と連絡密にいたしまして、検討していきたいなというふうに思います。

村田委員長 ほかにありませんか。(なし。の声) なければ、これで特別委員会を終了いたします。長い間ご苦労さまでした。